

庄原市監査委員告示第4号

平成26年3月28日付け庄原市監査委員告示第2号で公表した財政援助団体等監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、庄原市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成26年8月13日

庄原市監査委員 高野美則
同 坂本義明

平成25年度監査結果報告（財政援助団体等監査）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

項 目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
〔自治振興区振興交付金交付団体：高自治振興区・本村自治振興区・敷信自治振興区（所管部署：自治定住課（H25 当時：自治振興課））〕			
共通事項			
(1) 経理処理に係る基準について（団体及び所管部署に対するもの）	交付金は、各自治会・専門部会等へ活動助成等として配分されており、それぞれ独自に収支会計処理を行っている。自治振興区ごと、更には各自治会、専門部会ごとに取り扱いは異なるものであるが、いずれも明確な基準が設けられていないため、同一団体の年次比較、異団体間比較等、検証・検討が困難である。公金の使途を明瞭にするためにも、経理についての基準を設けられたい。	自治振興区連合会においては、事務の統一化・適正化等を図るため平成26年度において会計ソフトを作成することとしている。 併せて、経理についての基準を整備し、交付金等公金の事務処理及び使途が明瞭となるよう改善に努めます。	庄原市自治振興区振興交付金交付要綱
(2) 自治会活動費の把握について（団体及び所管部署に対するもの）	自治振興区においては、交付対象事業の終了後に各決算資料を取り寄せられ、活動状況のみでなく、支部活動費の執行状況等を把握され、交付費用が有効に活用されているか確認に努められたい。	自治振興区において、自治会の総会資料等決算内容がわかる資料を取り寄せ、執行状況等把握し有効に活用されているか確認するよう指導に努めます。	庄原市自治振興区振興交付金交付要綱
各対象財政援助団体			
(1) 本村自治振興区（団体に対するもの）	活用状況において、各自治会へ活動助成金が配分されているが、事業終了後の実績報告等を求めていなかった。 身近な地域のことのため、実績を求めなくても活動状況の把握が可能とも考えられるが、公金である交付金の使途については、適時適切な検証が必要であり、事業内容のみでなく、収支状況報告書の検証及び完備に努められたい。	自治会の総会資料等決算内容がわかる資料を取り寄せ、執行状況等把握し有効に活用されているか確認に努めます。	

項 目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
(2) 敷信自治振興区 (団体に対するもの)	<p>出納その他の事務において、一部の会計単位で、現金預金管理から経理執行までの責任者が不明確となっていた。</p> <p>経理事務における事件・事故の発生は、全ての管理を単独で行っていることが多く、また、公金の管理であることから、より慎重な事務処理が望まれる。</p> <p>職員体制上、事前の確認が困難な場合においても、事後速やかな確認をされる等、経理事務においては、複数人での確認体制を図られ、財務報告の信頼性が確保できるよう努められたい。</p>	<p>自治振興区連合会においては、事務の統一化・適正化等を図るため平成 26 年度において会計ソフトを作成することとしている。</p> <p>このソフトにおいては、事務担当者が起案し、責任者の承認を得るよう決裁欄を設けた調書となる予定であり、複数人での確認を必須とし、公金管理を適正に行うよう努めます。</p>	
〔公の施設の管理団体：株式会社庄原ヒルズ・コーポレーション（所管部署：比和支所産業建設室）〕			
(1) 業務実施状況の確認について（所管部署に対するもの 事業計画書について（団体及び所管部署に対するもの）	<p>指定管理施設の管理の適正を期するためにも、実績報告書の内容確認及び、基本協定に基づいた業務及び経理の状況の実地確認に努められたい。</p>	<p>実績報告書の内容確認及び、基本協定に基づいた業務並びに経理の状況について、実地確認を行う。</p>	<p>庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例</p>
(2) 協定内容等について（団体及び所管部署に対するもの）	<p>毎年度、基本協定に基づき、年度協定が締結されるが、双方の内容に齟齬がないよう十分注意されたい。</p>	<p>基本協定の内容を確認し、それに基づき齟齬がないよう年度協定を締結する。</p>	<p>庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例</p>

項 目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
(3) 業務の第三者による実施について（団体及び所管部署に対するもの）	<p>市の承諾を受けずに管理業務の一部を第三者に実施させていた。基本協定に基づき、書面により市の承諾を受け、管理業務を第三者に委託されたい。</p> <p>また、所管部署においては、業務の第三者による実施については平成 21 年度定期監査の際に指摘した事項であり、再発防止に努められたい。</p>	<p>第三者に委託する必要がある管理業務を確認し、市の承諾を受けるよう指導する。</p> <p>なお、今年度は既に必要な管理業務は、書面により承諾申請があり、承諾している。</p>	<p>庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例</p>
(4) 経理業務について（団体に対するもの）	<p>次のとおり改善すべき点があるので、指定管理者は適正に処理をされたい。</p> <p>ア 証拠書類の未整備、支払遅延、仕訳の誤びゅうなど不適正事務が見受けられた。平成 26 年度からは、商工会の指導を受けて事務処理を行われるとの事であり、事務処理の見直しに合わせ、複数人での確認体制の確立、経理基準の整備等、改善を図られ、収支決算の正確性を確保されたい。</p> <p>イ 現金管理は、不正や誤びゅうを招きやすく、また、施設立地上、防犯の観点からも多額になることは好ましくないので、金融機関の利用等、事故防止への対応に努められたい。</p>	<p>ア. 平成 26 年度から備北商工会へ加入し、経営指導員から経理について指導を受け、事務処理の改善に取り組んでいることを確認した。</p> <p>イ. 現金管理は、定期的に金融機関へ預けて必要最小限とし、支払については、出来る限り口座振替を利用するよう事務改善が図られたことを確認した。</p>	